

取り戻そう! 今こそ議会を 市民の手に

しまみ

# 塩見まきこ

市議会ニュースレター



おなじみ はこみ しおみ 発行責任者:塩見牧子 〒630-0215 生駒市東菜畑 1-316-1 朝日プラザ 502 TEL&FAX:0743-75-3403

e-mail::shiomi753@yahoo.co.jp

# 生駒市立病院は本当に開設できるのか?

6月23日、3月議会から継続審査となっていた「生駒市病院事業の設置等に関する条例」(「新病院設置条例」)は、原案に「『病院事業推進委員会』(推進委員会)の設置」を付加した「民主・草創」提案の修正案が20名の賛成者をもって可決されました。

しかし、この修正案が定める「推進委員会」の委員の選任にあたっては議会の同意が必要で、委員には奈良県・生駒地区・生駒市医師会(「3 医師会」) それぞれの代表が必ず入ることになっています。

たとえば、市が指定管理者予定の徳洲会を「推進委員会」の委員に入れて議会に提案した場合、 議会がそれに同意しない可能性もあります。また、徳洲会を指定管理者とする生駒市立病院の開設 に猛反対している3医師会が委員の派遣を拒否すれば、「推進委員会」の設置そのものが危ぶまれ、 市は条例どおりに事務を執行できなくなります。

「新病院設置条例」は可決されたものの、病院開設に至る道は険しいものです。

### 病院開設のために乗り越えなければいけない幾重もの山・・・

山(その1) 3医師会から「推進委員会」への代表委員の派遣を拒否されるかもしれない。

山(その2)「推進委員会」委員の議会同意が得られないかもしれない。

山(その3) 徳洲会を指定管理者とする案を議会が否決するかもしれない。

山(その4) 病院特別会計の設置を議会が否決するかもしれない。



(病院記事は次ページに続く)

### ◆◆◆ 新会派を結成しました。 ◆◆◆

5月8日、昨年度まで角田議員と構成していた「黎明」を解消し、新たに比較的考え方が近い5人で「市 民派クラブ」を結成しました。

二元代表制の地方議会では、それぞれの議員が市 民福祉に資することを第一義に、議案の是非を個々 に判断するのが基本と考え、「市民派クラブ」は互い に議決を拘束しません。いわば無会派の議員が5人 集まった会派とお考えください。

会派名	所属議員
公明党	矢奥·下村·八田
日本共産党	宮内·上原·浜田
凛風	山田·西口·井上 <sub>充</sub>
翔	稲田·中野·中谷
市民派クラブ	井上 <sub>清</sub> ·有村· <b>塩見</b> ·角田·伊木
民主・草創	福中·小笹·谷村·中浦·樋口
無会派	酒井・白本

## 新病院設置条例案可決までの流れ

### 3月議会

市が「新病院設置条例案」を提案



市民福祉委員会で継続審査



#### 6月議会市民福祉委員会



■修正案に賛成 山田(凛風)

樋口(民主・草創)

■原案に賛成 宮内(共産党)・

伊木(市民派クラブ)

■どちらにも賛成せず 中野(翔)

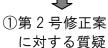
いずれの案も過半数に満たず、否決。



#### 6月議会本会議

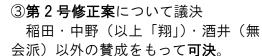
民主·草創が修正 案(第2号)を 提出。

市民派クラブが 日本共産党と共 同で修正案(第 3号)を提出。





②修正案を取り 下げ



第1号修正案は委員会で否決されたため、最終本会議で「民主・草創」が第2号修正案を提出。 塩見が所属する「市民派クラブ」も日本共産党と 共同で、第1号修正案の問題点を解消する内容の 第3号修正案を提出しました。

第2号修正案では、第1号修正案で問題が指摘された「推進委員会」の権能が抑制され、委員会の病院建設への関与も削除されていましたが、さらに詳細な見解を確認するため、「市民派クラブ」と日本共産党を代表して**塩見**が質疑を行いました。その結果、「あくまで推進委員会は諮問機

6月議会の市民福祉委員会で、樋口委員(民主・草 創)は「医師会を話し合いのテーブルに着かせるため」 と、「病院事業推進委員会」なる市の付属機関(諮問委 員会)を設置することを盛り込んだ「新病院設置条例 案」の修正案(第1号)を提出しました。

しかし、修正案(第1号)では「推進委員会」に過度の権能を持たせ、付属機関が市長の権限を侵すものになっており、立法機関の議会としてこれを認めることは法的に問題がありました。

### 修正案(第1号)の問題点

結果的に「病院つぶ し」と評価されても 仕方がない内容。

- ●法的な問題点
- ①「病院事業者は<u>(推進)委員会の答申に基づき病院事</u> 業計画を策定しなければならない」···**市の権限を侵す**。
- ●法的に問題はないが、好ましくないと判断される点②「委員会の委員は、市長が<u>議会の同意を得て選任する。」・・・市長に属する付属機関の委員の選任権を侵しかねない。</u>
- ③「委員会は…<u>議会の代表・・・を含む</u>10 人以内で組織する。」・・・二元代表制の観点から議員が市の付属機関に入ることは望ましくない。
- ●運用にあたり実務上、懸念される問題点
- ④「広く意見を求め、住民のニーズに添って、地域の中核的な病院を建設し、病院事業を実施するため、・・・推進委員会を設置する。」・・・推進委員会が建設時点で病床数を減らすことも懸念される。
- ⑤「委員会は、<u>県医師会、地区医師会、市医師会の各代表を含む医療機関の代表</u>…を含む 10 人以内で組織」
- ···3 医師会が代表を推進委員会に派遣しないため委員会を開催できず、県へ開設許可申請ができなくなる。

関で、その答申に法的拘束力はなく、委員の選任権も市にある。」「病院事業計画は平成 19年の新病院整備専門委員会の中間答申をベースとし、推進委員会が一から策定するものではない。」「医師会を話し合いのテーブルに着かせるために議会もバックアップする」という趣旨の回答を引き出せたため、1ページに記したような問題は依然として残るものの、病院計画を潰せる内容のものではないと判断し、新病院開設条例の可決に向け過半数を獲得させるべく、私どもの第3号修正案を取り下げ、第2号修正案に賛成しました。